

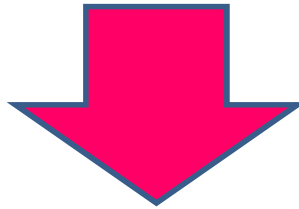
あいち農業農村多面的機能委員会
(旧：あいち農地・水保全管理委員会)
開催要領の改正について

○平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」において、実施要綱上で定められている第三者機関として、「**あいち農地・水・環境保全委員会**」を設置。

○平成23年度から「農地・水保全管理支払事業」に改正されたことに伴い、第三者機関は「**あいち農地・水保全管理委員会**」に名称変更。

○平成26年度の制度移行により「農業農村多面的機能支払事業」に改正されたことから、今回、「あいち農地・水保全管理委員会」から「**あいち農業農村多面的機能委員会**」への名称変更並びに所掌事務の活動名称について見直し。

○平成26年度の制度改革により、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動について組替・拡充され、「多面的機能支払制度」がスタート



○開催要領を一部改正し、所掌事務と委員会名称を変更

	改正後	改正前
委員会名称	あいち農業農村多面的機能委員会	あいち農地・水保全管理委員会
所掌事務	多面的機能活動に関すること	農地・水保全管理活動に関すること

■開催期間 平成29年3月31日まで

「あいち農業農村多面的機能委員会（旧：あいち農地・水保全管理委員会）開催要領」の改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 農村地域に広く分布する農地や農業用水利施設等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図る活動（以下、「農業農村多面的機能活動」という。）を支援する農業農村多面的機能支助事業について第三者の意見を求め、これを適切に推進するため、「あいち農業農村多面的機能委員会」（以下、「委員会」という。）を開催する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業農村多面的機能活動の実施状況について 二 農業農村多面的機能活動の評価について 三 前各号に定める事項のほか、農業農村多面的機能支助事業の適切な推進に必要な事項について <p>第3条～第4条 [略]</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第5条 委員会は、農林水産部農林基盤局長が招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 委員会が必要と認めるときは、農業農村多面的機能支助事業の関係者に委員会への出席を求めることができる。 3 委員会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題にする場合。 二 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。 4 委員会の開催は、平成29年3月31日までとする。 <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、農林水産部農林基盤局農地計画課が務める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 農村地域に広く分布する農地や農業用水利施設等を地域ぐるみで守る活動（以下、「農地・水保全管理活動」という。）を支援する農地・水保全管理事業について第三者の意見を求め、これを適切に推進するため、「あいち農地・水保全管理委員会」（以下、「委員会」という。）を開催する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農地・水保全管理活動の実施状況について 二 農地・水保全管理活動の評価について 三 前各号に定める事項のほか、農地・水保全管理事業の適切な推進に必要な事項について <p>第3条～第4条 [略]</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第5条 委員会は、農林水産部農林基盤担当局長が招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 委員会が必要と認めるときは、農地・水保全管理事業の関係者に委員会への出席を求めることができる。 3 委員会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題にする場合。 二 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。 4 委員会の開催は、平成29年3月31日までとする。 <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、農林水産部農林基盤担当局農地計画課が務める。</p>

(その他)

第7条 委員会の議事録は事務局が作成し、5年間保存する。
2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成19年11月1日から施行する。

この要領は平成24年5月8日から施行する。

この要領は平成26年7月4日から施行する。

あいち農業農村多面的機能委員会名簿

氏 名	所 属	職 名
加治佐 隆光	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科	教 授
西村 直正	国立大学法人岐阜大学応用生物科学部	准教授
宮下 紀光	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会	評議員
山本 千夏	特定非営利活動法人グラウンドワーク東海	理 事
鈴木 和子	名古屋市中央卸売市場婦人部連合会	会 長

(その他)

第7条 委員会の議事録は事務局が作成し、5年間保存する。
2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成19年11月1日から施行する。

この要領は平成24年5月8日から施行する。

あいち農地・水保全管理委員会名簿

氏 名	所 属	職 名
加治佐 隆光	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科	教 授
西村 直正	国立大学法人岐阜大学応用生物科学部	准教授
宮下 紀光	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会	評議員
山本 千夏	特定非営利活動法人グラウンドワーク東海	理 事
鈴木 和子	名古屋市中央卸売市場婦人部連合会	会 長